序章

1 制度改正の趣旨

我が国経済が、少子高齢化や乏しい資源等といった成長制約要因を抱える中で、持続的に成長していくためには、知的財産の創造・保護・活用の好循環の加速化によりイノベーションを一層促進し、中長期的な生産性の向上を通じて産業競争力の強化を図ることが急務である。また、企業においても、近年、研究開発費用の増大が見られ、適正に費用を回収し、収益の確保・向上を図っていくことが求められており、知的財産を創出し、事業展開につなげていく動きが加速している。

このような中、利用者のニーズに合致した、より利便性の高い知的財産権制度を実現し、知的財産権の戦略的な活用と適正な保護を図る観点から、平成20年第169回通常国会において、特許法(昭和34年法律第121号)、実用新案法(昭和34年法律第123号)、意匠法(昭和34年法律第125号)、商標法(昭和34年法律第127号)及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成2年法律第30号。以下「特例法」という。)について所要の改正を行った。

2 法改正の経緯

知的財産ビジネスの多様化や国境を越えた企業再編(M&A)の活発化等に伴う産業財産権の流動性の高まりや、ライセンス(他者への実施許諾)の拡大が進展する中で、企業等がライセンスに基づく事業活動を安定して継続できる環境の整備が求められている。

そこで、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会に通常実施権等 登録制度ワーキンググループを設置し、現行の通常実施権等の登録制度がより 活用されるための方策について審議を行い、同審議結果を基に特許制度小委員会、意匠制度小委員会、商標制度小委員会において検討を行い、平成20年1月の知的財産政策部会において報告書を取りまとめた。

また、同ワーキンググループで検討された事項に加えて、審判制度の在り方、 国際的な特許審査ワークシェアリングの在り方、特許・商標関係料金の在り方、 決済システムを始めとした更なる電子化の在り方等についても同各小委員会に おいて検討を行い、同部会において検討結果を取りまとめた。

同報告書等を踏まえて特許庁が立案した「特許法等の一部を改正する法律」は、平成20年2月1日に閣議決定され、同日第169回通常国会に提出された。同法案は、3月26日に衆議院経済産業委員会において提案理由説明、4月2日に質疑及び採決を経て、4月3日の衆議院本会議において可決、また、4月8日に参議院経済産業委員会において提案理由説明、4月10日に質疑及び採決を経て、4月11日の参議院本会議において可決・成立し、4月18日に「平成20年法律第16号」として公布された。

【特許法等の一部を改正する法律の成立・施行まで】

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会 通常実施権等登録制度ワーキンググループ

平成19年

7月26日 第1回 「通常実施権等登録制度の現状と課題について」

「通常実施権等登録制度の見直しに係る論点について」

9月6日 第2回 「通常実施権に係る登録記載事項の在り方について」

「通常実施権に係る登録記載事項の開示の在り方につ

いて」

「出願段階におけるライセンスの保護の在り方につい

て」

10月5日 第3回 「特許権に係るサブライセンスの保護の在り方につい

て」

「通常実施権に係る任意的登録記載事項について」 「通常実施権等の登録に係る申請方法の在り方について」

「特許を受ける権利の移転等に係る登録制度について」 「登録の効力発生日について」

「専用実施権登録制度の在り方について」

「実用新案権に係る通常実施権等の登録制度の在り方について」

10月29日 第4回 「通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書案 について」

11月 1日~30日 通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書(案) に対する意見募集

12月13日 第5回 「通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書案 について」

<産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会> 平成19年

12月18日 第18回 「通常使用権等登録制度の見直しについて」 「拒絶査定不服審判の請求期間等の適正化について」 「商標関係料金の見直しについて」 「手数料納付における口座振替制度の導入について」 他

<産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会> 平成19年

12月19日 第24回 「優先権書類の電子的交換について」
「通常実施権等登録制度ワーキンググループ報告書に
ついて」

「審判制度の見直しについて」 「特許関係料金の見直しについて」 「特許料等手数料における口座振替制度の導入について」他

<産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会> 平成20年

1月22日 第11回 「通常実施権等登録制度の見直しについて」 「拒絶査定不服審判の請求期間等の適正化について」 「特許料等手数料納付における口座振替制度の導入に ついて」他

<報告書のとりまとめから施行まで>

平成20年

1月24日 産業構造審議会第12回知的財産政策部会

「通常実施権等登録制度の見直しについて」

「審判制度の見直しについて」

「特許関係料金の見直しについて」

「料金納付における口座振替制度の導入について」

「優先権書類の電子的交換について」他

2月1日 「特許法等の一部を改正する法律案」閣議決定

同日 同法案第169回通常国会 提出

3月26日 衆議院経済産業委員会 提案理由説明

4月2日 衆議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議

4月3日 衆議院本会議 可決

4月8日 参議院経済産業委員会 提案理由説明

4月10日 参議院経済産業委員会 質疑・採決・附帯決議

4月11日 参議院本会議 可決・成立

4月18日 公布 (平成20年法律第16号)

6月1日 施行(特許・商標関係料金の引下げ)

9月30日 施行(信託法改正に伴う改正)

平成21年

1月1日 施行(料金納付の口座振替制度の導入)

4月1日 施行(主施行日)(予定)